

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 大分国民年金 事案 581

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の申立期間に係る国民年金保険料は、母親が地区の納付組織で納付していたはずである。A 行政センターに記録を照会したところ、私の被保険者名簿は廃棄されており、確認できないと言われた。

昭和 38 年度のみが未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納はない。

また、申立人の納付記録によると、申立期間直前の昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までの 4 か月分の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が申立人の国民年金保険料の未納解消に努めていたことが推認され、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 39 年 7 月時点で過年度納付が可能である申立期間についても、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和46年4月から47年1月まで

私の国民年金保険料は、父親が地区の納付組織を通じて、両親の分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。

国民年金保険料は税金等と一緒に納付していたはずであるのに、13か月間も未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を地区の納付組織を通じて納付してくれていたと主張しているところ、社会保険庁の申立人の両親に係るオンライン記録によると、申立人の両親は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの国民年金加入期間について保険料を完納していることが確認でき、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者資格取得日から、昭和47年2月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間②は現年度納付が可能な期間であるところ、当時の旧A町年金担当者は、「当時の納付組織では、現年度保険料であれば4月までさかのぼって国民年金保険料を収納していた。」と証言していることから、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②についても地区の納付組織を通じて現年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年2月時点では、既に過年度となるが、申立人の居住していた地区の納付組織では、現年度分の国民年金保険料のみを徴収対象としていたこ

とが確認できること、及び申立人から、申立人の父親が納付組織以外で納付したことをうかがわせる供述は無いことから、申立期間①の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父が、当該期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成9年6月から同年9月までは47万円及び同年10月から10年1月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年2月4日まで

「厚生年金保険における不適正な遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者に係るものへの対応について」の対象者であり、事実と異なることから申立てを行った。月平均53から54万円の給与を受けていた。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、28万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年6月から同年9月までは47万円及び同年10月から10年1月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年2月5日の後の同年2月6日付けで、遡<sup>そきゅう</sup>及して28万円に訂正されていること、及び申立人以外の7人についても申立人と同様に10年2月6日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

なお、申立人は、商業登記簿及び雇用保険の加入記録から、A社の役員ではなく、従業員であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年6月から同年9月までは47万円及び同年10月から10年1月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年9月30日）及び資格取得日（昭和29年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月30日から29年5月1日まで

私は、昭和23年から30年に退職するまでA社の職員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

この間は、一貫してトラックの運転助手として勤務しており、勤務形態や職種が変わったことは無かった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録によれば、A社において昭和23年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、29年5月1日にA社において再度資格を取得しており、23年9月から29年4月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人とA社において一緒に勤務していたとする複数の元同僚は、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務しており、勤務内容や勤務形態に変化がなかったと証言しているところ、これら複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立期間当時、当該事業所においては厚生年金保険に加入している複数の関係者が認められるところ、当時の社会保険事務担当者には照会し

た結果、当該担当者は、「事業所の職員全員を厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人の厚生年金保険の加入期間が途中抜けているのは考えられない。」と証言している。ちなみに、申立期間当時において、A社の厚生年金保険に加入していた関係者のうち、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間において空白期間がある者は申立人以外に一人確認できるが、前記の社会保険事務担当者は、「当該関係者は、A社の役員であり、A社の役員の場合は、役員に選任されたときに厚生年金保険に加入させていたが、役員選挙等で選任されずに役員を退任したときは、次に選任されるまでは厚生年金保険の資格を喪失させていた。」旨述べており、申立人とは異なる立場の被保険者であったことが確認できる。加えてA社の役員以外には、当該事業所において継続して勤務している者について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人はA社の役員ではなかったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間直後の社会保険事務所の記録から判断すると、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和34年1月2日付で全喪しており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年9月から29年4月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年9月29日まで  
社会保険庁の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、平成7年11月から9年8月までの期間について、標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得できない。  
申立期間の標準報酬月額を18万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する18万円とされていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成9年10月1日の後の同年10月28日付けで、遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の専務取締役であったが、社会保険業務には関与していなかったと主張しているところ、同社の元事業主及び元同僚に照会した結果、「申立人は、専務取締役であったが、営業や警備が主な業務であり、社会保険業務に関与していなかった。」、「申立人は、役員であったものの社長のような立場の経営者ではなかったと思う。」と、それぞれ証言していることから、申立人は、申立期間当時、専務取締役であったが、社会保険業務に関する権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月



額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬月額の記録については22万円に、申立人の申立期間③に係るB社における標準報酬月額の記録については22万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間①及び③に係る事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月6日から11年3月26日まで  
② 平成11年3月26日から同年6月1日まで  
③ 平成11年6月1日から同年9月29日まで

私は、A社に、トラックの運転手として入社し、途中、社名がB社に変更になると言われただけで、勤務内容に変化は無く、同じ業務に従事していた。

また、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる当時の給与明細書を所持しているため、申立期間②について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。また、申立期間①及び③の標準報酬月額も違っているため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②について、A社からB社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間②における給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立期間②当時、A社は、適用事業所としての記録は無い。しかし、同社の商業登記簿謄本から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間②において適用事業所でありながら、平成11年3月30日に社会保険事務所に全喪の届出を行っていたことが認められることから、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び③については、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間①及び③において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①におけるA社の事業主は、「標準報酬月額13万4,000円に見合う保険料を納付した。」とし、また、申立期間③におけるB社の事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間①及び③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から44年3月まで  
国民年金の記録を照会したところ、申立期間が未納となっていた。

申立期間の国民年金保険料は、私の母が、家族の国民年金保険料と一緒に地区の納税組合を通じて納付してくれていたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和44年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年5月1日まで

私は、昭和37年に役員としてA社の設立に加わり、当初から同社に勤務してきたのに他の役員より厚生年金保険の資格取得日が遅れているのは納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、A社の設立当時の昭和37年ごろ、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、複数の元同僚に照会した結果、これらの関係者は、「申立人は、事業所（B）の開店時にはいたが半年ぐらいで退職し、1年ぐらいして戻って来た。」、「申立人は、A社が社会保険に加入した昭和38年4月時点ではいなかった。」、「申立人が、私たち（昭和38年4月加入）より遅れて入ったのは確かである。」とそれぞれ証言している。これらの証言によれば、申立人は、A社設立当初、同社に勤務していたものの同社が社会保険に加入した昭和38年4月時点では同社に勤務していなかったと推認される。

なお、申立人の申立期間当時の勤務状況は、照会結果からは確認することができない上、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料も無い。

また、申立人のA社における雇用保険は、昭和39年4月21日付けで資格取得されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和39年5月1日であること

及びその処理日が同年5月14日であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 279

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 8 日から同年 10 月 4 日まで  
私は、申立期間においてA社で、クレーンの運転手として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できないのは納得がいかない。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 47 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人が記憶する複数の元同僚等についても申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、現在、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は居所不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等は不明である。

さらに、元同僚から聴取しても、A社が適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 9 月 30 日まで

私は、A社を経営していたが、標準報酬月額の変更手続を行った記憶はないのに、平成 8 年 8 月から 9 年 8 月までの期間の標準報酬月額が引き下げられているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、平成 9 年 10 月 23 日付けで 8 年 8 月から 9 年 8 月までの標準報酬月額を、59 万円から 30 万円に引き下げる訂正処理がされ、同年 10 月 24 日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納は無く、会社の全喪手続の際、社会保険事務所に呼ばれたことはない。」と主張しており、申立人が所持する給与明細書（平成 8 年 8 月分及び同年 12 月分）及び市・県民税特別徴収税額通知書（写）（8 年分及び 10 年分）から、遡及訂正前の厚生年金保険料（59 万円）相当の報酬月額及び保険料控除額であったことが認められる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが認められる上、当時の経理事務担当者は、「全喪手続の際、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から社長が呼ばれ、書類に判をついたことがあった。」と供述している。

これらのことから、当該標準報酬月額の減額訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であることから、まったく知らなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきで



あり、当該行為の結果である、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 283 (事案 131 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 3 月 1 日から 19 年 5 月まで  
② 昭和 23 年 3 月 1 日から 25 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①について、A試験分場において、また、申立期間②については、B事務所において、それぞれ勤務していたので、申立期間①及び②について記録の訂正をしてほしいとの申し立てをしていた。

しかし、申立期間②については、当初、B事務所における勤務期間を昭和 24 年 4 月 1 日から 27 年 12 月 30 日までとしていたが、実際は、23 年 3 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までであったので、当該期間に変更したい。

また、C社の会長が、当該期間当時の事情をよく知っていると思うので聞いてもらいたい。

さらに、C社が、運送会社の設立時に、特定運送業者の許可を取るため、D社、E社(D)及びB事務所の3業者を特定業者として、F陸運支局へ許可申請しており、当時の関連書類に私の氏名が記載されているはずであり、F陸運支局及びC社を調査すれば、私がB事務所に勤務していたことが分かるので、今回、申し立てた申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A試験分場は、地方公共団体の地方機関であるところ、当時の職員名簿や地方職員共済組合G県支部の受給権者名簿に申立人の氏名は無いことから、共済年金の対象となる職員として取り扱われていなかったものと推認される。

また、社会保険事務所の記録では、A試験分場は、昭和 48 年 7 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の

適用事業所でないことが確認できる。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するB事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、同時期に当該事業所と密接に関連のある会社が設立され、申立人が取締役就任していることが確認できることから、申立人は、申立期間②において当該事業所以外の事業所の職員であったものと推認される。

これらのことから、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間②について、申立期間を変更するとともに、C社会長への照会、特定運送業者の許可申請書に係るC社及びF陸運支局（現在、H運輸支局）を調査することにより、当該期間において、B事務所に勤務していたことが分かることを主張している。

しかしながら、C社に照会した結果、同社の担当者から、「会長は高齢のため、聴取や文書照会に係る対応は困難である。また、当社の設立当時の者は、会長を除き、既に死亡しており、当時をよく知る者はいない。」と回答しており、当時の状況について関係者の証言等を得ることができない。

また、特定運送業者の許可申請書について、C社及びH運輸支局に照会した結果、「当時の書類は保存しておらず不明、廃棄している。」と、それぞれ回答している。

さらに、当該申立期間について、社会保険事務所が保管するB事務所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名を確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 5 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社において、また、申立期間②については、B社において、それぞれ給与は日給でトラックの運転手として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できないのはおかしい。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間①当時、A社において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社に照会した結果、「当時の関連資料は無く、詳細は不明であるものの、見習制度があり、従業員は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と回答している。

また、複数の元同僚に照会した結果、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」、「申立人は、私と同じトラックの運転手であったが、長くは勤務していないと思う。」と、それぞれ証言しており、当時、事業主はすべての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る社会保険庁のオンライン記録では、申立人の氏名は確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚等の証言から、申立人が、B社において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社に照会した結果、「当時の正社員については、現在も

人事関連資料を保存しており、厚生年金保険に加入させていたが、申立人に係る人事関連資料は無い。人事関連資料が無い者は、臨時社員又はアルバイトだったと思う。当時の詳細は不明であるものの、臨時社員は給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

また、元同僚（現在、B社の会長）に照会した結果、「申立人はよく覚えているが、トラックの運転手ではなく、当時、多くいた現場の日雇労働者であったと思う。日雇労働者は、厚生年金保険に加入していないと思う。」と証言している。

さらに、複数の元同僚に照会した結果、「申立人が記憶する元同僚は、B社に勤務していたので、申立人も勤務していたのであろう。私も当時多くいた日給の社員のうちの一人で、日給の社員は厚生年金保険に加入していなかった。」、「B社は、日給の社員を厚生年金保険に加入させていなかった。入社して5年ごろに本雇の月給制にしてもらい、厚生年金保険に加入させてもらった。」と、それぞれ証言している。

さらに、B社に係る社会保険庁のオンライン記録では、申立人の氏名は確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。